

2022年度船員計画雇用促進支援助成金

変更点のお知らせ

★対象となる者の範囲（期間）が変わりました

【これまで】4月1日以降入社～翌年3月31日までに支給対象期間を超えた者



【変更】1月1日以降入社～同年12月31日までに支給対象期間を超えた者

変更にあたり、今回のみ昨年度と重複する期間があります（2022年1月～3月）。当該期間分は申請できませんので、実質的な対象者は、2022年4月1日以降入社～2022年12月31日までに支給対象期間を超えた者となります。

但し、昨年度の制度で支給対象期間を超えなかった者（2021年10月2日以降に雇用され、2022年3月31日時点ではまだ支給対象期間を超えず、4月1日以降に超えた者）の場合は今回申請できます。

★申請受付期間が変わりました

【これまで】12月1日～翌年3月31日まで



【変更】11月15日～翌年2月15日まで

★電子メールによる申請受付が変わりました

【これまで】書類一式（申請書原本＋添付書類）を郵送



【変更】書類一式を電子メールで送信するのみ。郵送不要

※電子メールでの申請が難しい場合はご相談ください。

詳細は次ページ以降をご覧ください。ご不明な点等ございましたらお尋ねください。

国土交通大臣から「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者の皆様へ

2022年度船員計画雇用促進支援助成金

申請のご案内

公益財団法人日本船員雇用促進センター（SEC0J）

当センター（SEC0J）は、内航船員の高齢化の進展による船員不足等に対応し、次世代を担う船員の確保育成を推進するため、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受け、船員を雇用した船舶運航事業者等に対し、以下のとおり助成金を支給します。

1. 助成金の種類・受給できる事業者

国土交通大臣による「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けている事業者

2. 申請条件・対象者・助成額

助成金は下記のとおり A と B があります。該当する対象者を各支給対象期間（表中の各月数）雇用した場合に申請できます。助成金額は表のとおりです。

助成金 A 雇用開始時に **35 歳未満** の船員未経験者（運航要員に限る。但し、海技教育機構卒業者は除く）

助成金 B 雇用開始時に **35 歳以上 45 歳未満** の船員未経験者（運航要員と司厨部員。学歴不問）

いずれも、**2022 年 4 月 1 日以降に雇用開始され、2022 年 12 月 31 日までに支給対象期間を超えた者。**

但し、2021 年 10 月 2 日以降に雇用され、2022 年 3 月 31 日時点ではまだ支給対象期間を超えず、4 月 1 日以降に超えた者の場合は、今回申請できます。（例：20 歳・機関部・女性の場合、支給対象期間は 6 か月。2021 年 11 月 1 日入社→2022 年 3 月 31 日時点ではまだ 6 か月を超えず、4 月 30 日で雇用 6 か月となった場合等。）

助成金 区分		運航要員（甲板部及び機関部の職・部員）			司厨部員
		船員教育機関卒業者 （海技教育機構を除く）	船員教育機関卒業者以外の者 及び女性・退職自衛官	海技教育機構 卒業者	
A	甲板部	40,000円 × 1か月	40,000円 × 3か月	/	/
	機関部	40,000円 × 2か月	50,000円 × 6か月		
B	甲板部	40,000円 × 3か月			40,000円 × 3か月
	機関部	50,000円 × 6か月			

※「船員教育機関」には、水産系高校専攻科及び水産大学校を含みます。（水産系高校本科卒業、民間の 6 級海技士短期養成課程（第 1 種養成）の場合は、「船員教育機関卒業者以外」となります。）また、女性・退職自衛官の場合は、船員教育機関卒業であっても「船員教育機関卒業者以外」が適用されます。

※各支給対象期間を超えた後に対象者が退職した場合は申請可能ですが、期間途中で退職した場合は不可です。

※助成額は予算の範囲において支給するため、対象者数によっては満額を支給できない場合があります。

3.申請受付期間と申請方法

本助成金に申請する場合は、2022年11月15日～2023年2月15日（必着）までに、下記4.の書類を電子メールで提出してください。押印・郵送は不要です。

送信先メールアドレス： senin@secoj.com

※メールの件名は、「〇〇会社（貴社名） 助成金申請」と入力してください。

※2月15日中にメールが届かない場合は、申請を受付できませんのでご注意ください。

※受付後には受領の返信をいたします。1週間以内に返信が届かない場合はご連絡ください。

※電子メールでの申請が難しい場合はご相談ください。

4.提出書類

助成金A及びB各々につき、下記書類をご提出ください。AとBの両方を申請する場合は、同時に提出してください。

①はExcelファイルのまま、②～⑤はPDFファイル等にしてください。

- ① 「船員計画雇用促進支援助成金支給申請書」（様式第1号／様式第1号の2） 原本1部
（SECOJのHPで申請書の様式(Excel)をダウンロードできます。）
- ② 国土交通省に提出した「令和4年度船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書」に添付した「所要経費に関する調書」（第1号様式）のコピー
（当調書に記載のない者(司厨員、及び国土交通省に助成金の申請を行わなかった者)については、下記の③～⑤を添付してください。）

※下記③～⑤は、上記②の調書に記載がない場合のみ提出

- ③ 船員保険の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は保険証カードのコピー
（個人情報保護のため、「記号」「番号」「保険者番号」を黒く塗りつぶす等の手配をお願い致します。）
- ③ 船員手帳の第三表（顔写真の頁）及び第六表、第七表（P.30からすべての雇入・雇止の記録）のコピー
- ⑤ （上記④の雇入・雇止の記録で支給対象期間分の記録を確認できない場合のみ提出）
支給対象期間分の賃金台帳のコピー

5.支給日

助成金額を確定し、4月を目途に支給します。

◆申請先及びお問い合わせ先◆

〒104-0043 東京都中央区湊一丁目6-1 1 ACN八丁堀ビル
公益財団法人日本船員雇用促進センター（SECOJ）雇用促進部
TEL：03-3523-5991（平日9-12時、13-17時） FAX：03-3523-5995
EMAIL：senin@secoj.com URL：<https://www.secoj.com/pages/船員雇用促進>